

相談支援事業

障がい者、障がい児及び家族等に対し、その相談に応じながら、情報提供、助言その他の福祉サービスの利用支援等を行います。

●古賀市基幹相談支援センター咲(さき)

障がい者の不安や心配の解消のため、専門のスタッフが様々な相談を受けます。

〒811-3103 福岡県古賀市中央 5-3-15
(電話:092-944-2441 ファックス:092-944-2442 E-mail: info@kogakikansoudan.jp)

●古賀市障がい者虐待防止センター

障がい者の虐待に関する通報や、障がい者本人からの届け出を受け付けています。通報や届け出を出した方の情報は慎重に取り扱います。匿名での通報も受け付け可能です。虐待かどうか分からないという場合でも、気になる様子があるときは連絡して下さい。

なお、平日の昼間の時間帯(8:30～17:00)以外は、『障がい者支援施設 なのみの里』へ電話が転送され、通報や相談を受けます。

〒811-3103 福岡県古賀市中央 5-3-15
(電話:092-405-5557 ファックス:092-944-2442)

●地域活動支援センター「みどり」

精神障がい者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。障がい者同士の交流も行われています。

〒811-3216 福岡県福津市花見が浜 1-11-5
(電話:0940-34-9750 ファックス:0940-34-9751)

巡回補装具判定

年に一度、福岡県障がい者更生相談所と近隣の市町、医師及び補装具製作者が1ヶ所に集まり、補装具作成などの判定に応じています。

●対象者

古賀市内在住の身体障がい者手帳をもつ方(視覚障がい者及び内部障がい者を除く)

●相談内容

補装具の交付、修理に関すること(義肢、装具、車いす。ただし、電動車いす、姿勢保持装置、重度障がい者用意志伝達装置、補聴器は含まない)

●開催時期・会場

例年 8～10 月頃に開催されます。また会場は古賀市、福津市の 2 市の輪番制になっています。

●日程等の周知について

広報こがでお知らせします。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

(電話:092-692-1078 ファックス:092-942-1154)

福祉相談『ピアカウンセリング』(当事者相談員による障がいに関する相談)

障がい者相談員が、障がい者自身や家族の悩みについて相談を受けます。お電話での相談も受け付けています。

●対象者

古賀市内在住の方

●日時

◆身体障がいに関する相談(視覚障がいを除く)

毎月第 2、第 4 木曜日 13 時 30 分～15 時 30 分

◆知的障がいに関する相談

毎月第 1・3 木曜日 13 時 30 分～15 時 30 分

◆精神障がいに関する相談

毎月第 2 火曜日 13 時 30 分～15 時 30 分

※来所される場合は、事前に予約をお願いします。

※相談日は変更になることがあります。広報こが・行事カレンダーに月の相談日を掲載しています。

●会場・お問い合わせ・予約

古賀市基幹相談支援センター咲(さき)

(電話:092-944-2441 ファックス:092-944-2442)

福岡県障がい者 110番

障がいのある方やそのご家族が抱える日常生活上の不安や悩み、福祉・保健・医療・法律问题など各種の心配事を、電話、ファックス又は来所により相談を受け付けています。

●電話でのご相談

電話：092-584-6110（ファックス：092-584-6110）

●面接でのご相談

福岡県障がい者社会参加推進センター 春日市原町 3-1-7（クローバープラザ東棟 6 階）

※お問い合わせは上記電話番号へ

相談の種類		相談員	相談日	相談時間
一般相談		相談員	月～金曜日	9:00～16:00
専門 相談	法律相談 （予約制）	弁護士	第 2・第 4 水曜日	13:00～15:00
	年金相談 （予約制）	社会保険労務士	第 1・第 3 金曜日	13:00～15:00

※土日、祝日、8 月 13 日～15 日、12 月 28 日～1 月 3 日はお休みです。

こども発達ルーム

就学前の乳幼児の心身の発達に関する相談支援、園への巡回相談や年長保護者勉強会等の就学支援を行っています。

●対象者

古賀市内在住の方 ・就学前の子どもとその保護者

●日時

月～金曜日（年末年始、祝祭日を除く） 9:00～16:00

土曜日 月 2 回 9:00～16:00

※面接相談は予約制です。電話にて面接日の予約をお願いします。

電話での相談は随時受け付けています。

●場所

サンコスモ古賀内

●スタッフ

言語聴覚士、作業療法士、公認心理師、保育士、嘱託医師などが対応します。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 こども発達ルーム

（電話：092-942-1158 ファックス：092-942-0404）

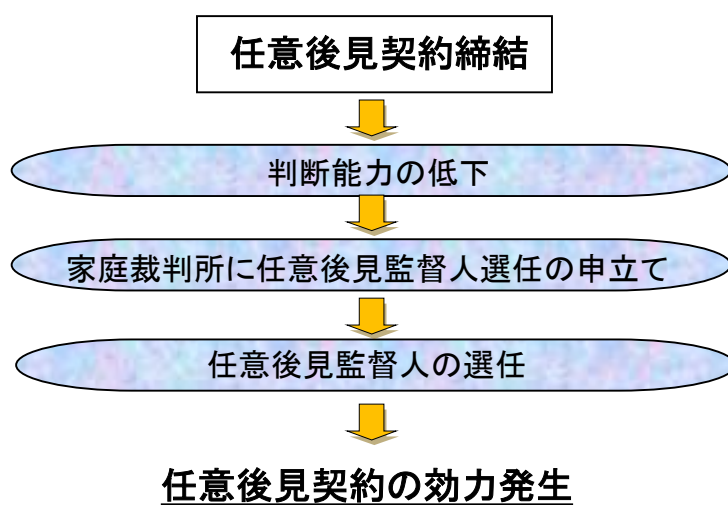
成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「ご本人」といいます。）について、ご本人の権利を守る援助者を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。「任意後見制度」と「法定後見制度」があります。

① 任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめご本人自らが選んだ方（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結びますので、その手続きや費用については、最寄りの公証役場におたずねください。



② 法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって援助者（成年後見人、保佐人、補助人）が選ばれる制度です。

●対象者（法定後見制度）

- ・判断能力が不十分な方（被補助人）……………「援助者：補助人」
- ・判断能力が著しく不十分な方（被保佐人）……………「援助者：保佐人」
- ・判断能力が全くない方（被後見人）……………「援助者：成年後見人」

●手続き

- ・家庭裁判所に申し立てをします。
- ・申し立てができる方は、本人・配偶者・4親等内の親族等です。
- ・家庭裁判所で支援内容等が決定したら、東京法務局に登録されます。
- ・支援する人は裁判所が決めます。

●お問い合わせ

◆福岡家庭裁判所 後見センター

〒810-8652 福岡市中央区六本松 4-2-4

電話:092-981-9606

◆裁判所ウェブサイト(後見ポータルサイト)・・・成年後見制度の申立てや手続きのご案内

<https://www.courts.go.jp/>

電話:03-3502-8050

●次のところでも相談できます。 いずれも無料電話相談等を行っています。

○成年後見センター・リーガルサポートふくおか(福岡県司法書士会)

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴 3-2-23(司法書士会館内)

電話:092-738-7050

○高齢者・障がい者総合支援センター「あいゆう」(福岡県弁護士会)

〒810-0001 福岡市中央区天神 3-4-8 天神重松ビル 2 階

電話:092-724-7709

○権利擁護センター ぱあとなあ福岡(福岡県社会福祉士会)

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 3-9-12 アイビーコートⅢビル 5 階

電話:092-483-2941

○古賀市地域包括支援センター

電話:092-942-1156

○古賀市社会福祉協議会

電話:092-944-2941

○日本司法支援センター(法テラス)

電話:0570-078374(おなやみなし)

○一般社団法人信託協会リーフレット

○法務省ホームページ

○日本公証人連合会または全国の公証役場

安心生活サポート事業

高齢の方や障がいのある方で(古賀市内にお住まいの方)、金銭管理や各種手続きなど、日常生活に不安をお持ちの方が安心して日常生活が送れるようにお手伝いしています。

●サービスの種類

・相談援助サービス(利用料 1時間:1,200 円)

福祉サービスの利用や行政手続きのお手伝い、利用者の方で必要な場合は、成年後見制度申し立てに関するご相談を受けつけています。

・金銭管理サービス(利用料 1時間:1,200 円)

預貯金のお出し入れや、福祉サービス利用料、公共料金、医療費、家賃など、必要な金銭支払いをします。

・財産保全サービス(利用料 1 か月:500 円)

預金通帳や印かん、その他大切な書類(権利証や年金証書など)を預かります。

※相談、支援計画作成、契約は無料です。

●手続き

- ① 古賀市社会福祉協議会(サンコスモ古賀内)にご相談ください。
- ② 「専門員」が訪問し、お困りのことや希望される支援についてお聞きます。(無料)
- ③ 支援内容を話し合いながら支援計画を作成します(無料)。
- ④ ③の内容でよろしければ契約します。(無料)
- ⑤ 「生活支援員」が、契約に基づいて支援を行っていきます。(有料)

●お問い合わせ

古賀市社会福祉協議会(サンコスモ古賀内)

(電話:092-944-2941 ファックス:092-944-2942)

高齢者・障がい者総合支援センター「あいゆう」

福岡県弁護士会の機関で、弁護士が相談に応じています。高齢者・障がい者の将来の財産管理や生活、現在生じている問題を解決したいなど、弁護士に相談したい場合はご連絡ください。

●費用

相談の方法(来所・出張)や内容によって費用がかかる場合があります。

まずは電話またはファックスでおたずねください。

●お問い合わせ

天神法律相談センター

〒810-0001 福岡市中央区天神 3-4-8 天神重松ビル 2 階

(電話・ファックス:092-724-7709)

日常生活自立支援事業

知的障がい、精神障がい、または認知症などにより、判断能力が不十分なため日常生活に困っている方に対して、福祉サービスなどの利用をする際の手続きや支払いなどをお手伝いします。

●対象者

知的障がい、精神障がい、認知症のため、判断能力が十分ではない方

●利用料

1 回(1 時間まで)1,200 円

※相談、支援計画作成、契約は**無料**です。

※生活保護を受けている方は**無料**です。

●手続き

- ① 古賀市社会福祉協議会（サンコスモ古賀内）にご相談ください。
- ② 「専門員」が訪問し、お困りのことや希望される支援についてお聞きます。(無料)
- ③ 支援内容を話し合いながら支援計画を作成します。(無料)
- ④ ③の内容でよろしければ契約します。(無料)
- ⑤ 「生活支援員」が、契約に基づいて支援を行っていきます。(有料)

●お問い合わせ

古賀市社会福祉協議会（サンコスモ古賀内）

（電話：092-944-2941 ファックス：092-944-2942）

こころの健康相談

粕屋保健福祉事務所では、精神科の医師がこころの健康相談に応じています。

ご本人だけでなく、ご家族の相談もお受けします。相談は**無料**です。

●日時

毎月第 1・3 木曜日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分(予約制)

●お問い合わせ

粕屋保健福祉事務所 健康増進課 精神保健係

〒811-2318 糟屋郡粕屋町戸原東 1-7-26

（電話：092-939-1185）

障がい児等療育支援事業

この事業の実施主体は福岡県が医療法人等に委託して運営するため、相談費用は無料です。
古賀市にお住まいの方は、久山療育園重症児者医療療育センターが相談窓口となります。

●事業の内容

①訪問療育

専門職員が家庭訪問し、相談に応じたり必要なアドバイスをします。

②外来療育

施設にて専門職員が相談に応じ、療育支援を行います。

③施設支援

地域で障がい児の療育等に携わっている、保育所、幼稚園、学校、事業所などの職員を対象にアドバイスをします。

●対象者

在宅の障がい児(者)及びその保護者

●お問い合わせ

久山療育園重症児者医療療育センター

〒811-2501 糟屋郡久山町大字久原 1869

(電話:092-976-2281 ファックス:092-976-2172)

福岡県発達障がい者(児)支援センター Life(ライフ)

発達障がいの特性から生じる困りごとについてご相談をお聞きし、特性に応じて、家庭、学校、会社、事業所等における生活・活動の手立てや人との関わり方などを一緒に考え、サポートする機関です。相談は、ご本人やご家族、関係者から受け付けています。発達障がいと診断されていない場合でもご相談いただけます。

●日時

月曜日～金曜日 9～17時 ※祝祭日、お盆、年末・年始を除きます

●利用方法

電話またはメールでご連絡ください。日時を決めて、センターでご相談をお受けします。
相談は無料です。

●お問い合わせ

福岡県発達障がい者(児)支援センター Life(ライフ)

〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1-7

(電話:092-558-1741 ファックス:092-558-1742 メール:info@life-fukuoka.com)

福岡県発達障がい者支援センター（福岡地域）サテライトオフィス

発達障がいの特性から、家庭生活や学校生活、仕事などで困っていることについてご相談をお聞きし、対応のアドバイスや情報提供を行い、ご本人やご家族、周囲の方々が特性を理解しながら社会生活を心豊かに送れるよう支援をします。相談は、ご本人やご家族、関係者から受け付けています。発達障がいと診断されていない場合でもご相談いただけます。

●日時

月曜日～金曜日 10～15 時 ※祝祭日、お盆、年末・年始を除きます

●利用方法

電話にてご連絡ください。日時を決めて、センターでのご相談をお受けします。
相談は無料です。

●お問い合わせ

福岡県発達障がい者（児）支援センター（福岡地域）サテライトオフィス
〒811-3113 福岡県古賀市千鳥 3-1-1
（電話：092-940-7060 ファックス：092-944-0051 ）

福岡県発達障がい児等療育支援事業（医療連携型）

この事業の実施主体は福岡県が医療法人等に委託して運営するため、相談費用は無料です。
古賀市にお住まいの方は、香椎療養所が相談窓口となります。

●事業の内容

①訪問療育等指導事業

発達障がい児（者）の家庭に定期的または随時訪問、巡回し、地域の発達障がい児（者）とその保護者に対して各種の相談・指導を行います。

②外来療育等指導事業

外来の方法により、発達障がい児（者）及び保護者に対し相談・指導を行います。

③施設支援一般指導事業

障がい児通所支援事業所及び障がい児保育を行う保育所等の職員に対し、発達障がい児（者）の療育に関する医学的知見による支援や指導を行います。

●対象者

県内に在住する発達障がい（その疑いがあるものを含む）児（者）とその保護者
※診断がなくても、発達について気になることがあれば、気軽に相談することができます。

●お問い合わせ

香椎療養所 連携室
〒813-0011 福岡市東区香椎 1-9-15
（電話：092-661-1083（代表））